

令和3年3月

定例教育委員会会議録

十日町市教育委員会

令和3年3月定例教育委員会会議録

1 開催日時、会場

令和3年3月26日（金） 13時30分～17時00分
十日町市役所川西庁舎 1階 地域活動室

2 出席

蔵品泰治教育長、佐藤美佐子委員、庭野三省委員、浅田公子委員、廣田公男委員

3 説明のため出席した者

子育て教育部長（樋口幸宏）、文化スポーツ部長（金澤克夫）、教育総務課長（富井陽介）、学校教育課長（山本平生）、指導管理主事（佐藤研一郎）、生涯学習課長（鈴木規幸）、生涯学習課長補佐（樋口具範）、文化財課長（佐野誠市）、スポーツ振興課長（庭野日出貴）

4 会議の内容

（1）12月から2月までの会議録の承認

（2）会議録署名委員の指名

署名委員：佐藤委員、浅田委員

（3）議決事項

① 議案第1号 十日町市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

富井教育総務課長

- ・資料に基づき説明

（特に質疑等なく決定した）

② 議案第2号 十日町市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・文化協会連合会への説明会に出席した際に、スマートホンの普及により学習環境が変わってきたということを教育長が話された。それにより市として生涯学習の推進に、どのような変更があるのか。

蔵品教育長

- ・公民館ができてから70年以上が経ち、時代の変遷の中で学びの環境が変わってき

たという意味で話をした。スマートホンで作り方を見ながら料理をするなど、情報を得る形が変わってきて、今情報館ではパソコン講座を行っているなど、社会教育全般で変化してきている。生涯学習では、家庭学習に力を入れるという方向であり、ニーズに応じたものに移行していくと考えている。

廣田委員

- ・私が所属する団体に3月11日付で、社会教育団体に認定するという文書が届き、4月1日からは減免率50%で利用料を納めるという内容であった。この文書は規則に従い発出できるものであったのか。

鈴木生涯学習課長

- ・本日の教育委員会の決定を経て、発出すべき文書であった。お詫びいたします。

廣田委員

- ・たまたま私はこのことを今聞いたところだが、社会教育団体にはどう対応するのか。

蔵品教育長

- ・この文書のことについてはお詫びする。本日以降に教育委員会で決定されたということを加えて、改めて文書を発出したい。

廣田委員

- ・教育委員会で決まる前に、公民館での説明会では決まったことなので変えられないと説明していた。議会の議決前に単価表が配られて、既に決まったように感じられた。説明会では、決まったことだと受け取った方が相当いたと思う。

鈴木生涯学習課長

- ・2月10日の議会総務文教常任委員会では、単価表と時間帯の変更について説明した際に議会軽視という意見があった。決して議会軽視並びに教育委員会軽視という意図はなく、12月定例教育委員会で説明したように、3月の議会および教育委員会を経て正式に決定するものである。令和3年4月からの公民館利用の予約を3か月前から受け付けるため、利用料を納めていただくことを意識していただきたく、具体的に理解しやすいように2月の各団体への説明会では単価等の資料を提示したものである。今後は誤解されることのないように注意を払うようにする。大変申し訳ない。お詫び申し上げます。

廣田委員

- ・生涯学習課の考え方が、地区公民館に理解されていなかったのか、中里の説明会では違うように捉えていたようだ。皆さんには1回しか説明会をしていないので、理解されるのは難しいと思う。

蔵品教育長

- ・必要に応じて、各地区公民館で改めて説明する機会を設けたいと思う。

廣田委員

- ・団体の区分で、「教育委員会が特に認めた団体」が5団体というのは多いのではないかと。安易に認めると増えていくことになるのではないかと。当てはまるものがない

ということなら、区分を作ってはどうか。

鈴木生涯学習課長

- ・具体的には、重要無形文化財に指定された団体がそれにあたるため、ひとつの基準になると思う。この度は、情報館を含め270団体を確認して整理した。

廣田委員

- ・新たに利用団体として申請があった場合は、誰がどのように判断するのか。

鈴木生涯学習課長

- ・公民館に、会則、名簿、活動実績、予算・決算、等の必要書類を提出いただき、内容を確認し、今ある区分に振り分けるという手順になる。

廣田委員

- ・収入見込みはいくらになるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・政治団体、宗教団体や営利目的等の利用を認めたことと、時間帯を1時間単位としたことを考慮して、800万円を予算計上したが、予測であるため決算では変わってくることも考えられる。

廣田委員

- ・定期利用ではない、文化協会連合会などの協議会的な利用は、どの区分に入るのか。規約等の書類を提出することになるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・文化協会や体育協会などの参加団体単位で既に区分しているものに入る。規約等の提出を求めることは考えていない。

廣田委員

- ・各公民館で取り扱いが異なると困るので、それを定めたものはないのか。

鈴木生涯学習課長

- ・団体減免率早見表を作成して、各公民館が共通認識で取り扱いできるように考えている。

廣田委員

- ・地区振興会の催しに要請されて、そのための練習で公民館を利用する場合は、地区振興会として減免されることになるのか。公民館の事業に協力依頼された場合の練習などの利用料はどうなるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・地区振興会が利用申込みをすれば、規則に従い減免される。公民館主催事業であれば、無料になると考えている。

廣田委員

- ・そのような練習での利用と団体の自主的な利用との線引きで、公民館職員が板挟み

になってしまうのではないか。

蔵品教育長

- ・公民館ごとの事例を持ち寄り、市としての統一的な考え方を確認できるような場を年間に数回設けて情報交換し、各公民館での取り扱いを合わせるようにしたい。

廣田委員

- ・申し込みの違いにより減免されることを利用団体に周知した方がいい。知らないで減免を受けないこともあるだろう。もう少し時間をかけて研究した方がよいのではないか。

鈴木生涯学習課長

- ・市民アンケートを行い、検討委員会で慎重に審議した結果が、受益者負担を求めるべきという提言である。不公平が生じないように職員間で情報共有し、問題に対してその都度解決し、さらに情報共有する体制をしっかりと進めていく考えである。

金澤文化スポーツ部長

- ・各団体とも地域で長く活動しているので、公民館も顔の見える関係で承知していると思う。利用の申請を受けた際に、時期的に地域の催しの練習ではないかと察することができる。変更した最初の年度であることから、特に利用申請には丁寧にフォローしながら対応するようにしたい。

廣田委員

- ・施行規則のほかに、取扱い要領などで決めておかないと、無料の時と利用料を支払う時があることを各団体も知らないし、対応する職員が困るのではないか。

蔵品教育長

- ・先程の訂正文書を発出する中で、各団体へお知らせすることができないか。

金澤文化スポーツ部長

- ・利用申し込みの際に、同じ団体の利用でも、例えば各団体の活動と公民館が依頼した活動では、申込団体が違うことになり、その申込団体により減免が決まっているため、利用料がその都度変わるようなことはない。これから発出する文書の中で、例示をしながらお知らせしようと思う。

廣田委員

- ・地域団体の主催事業に依頼された場合は、利用料が無料ということは、申請の仕方では抜け道があるように思う。

鈴木生涯学習課長

- ・地域の依頼で練習する場合に、利用申し込みを何か月前から認めるのかということとは、地域団体が決めることになるが、常識の範囲で考えていただきたい。

廣田委員

- ・実際にそういう申請を公民館が受けることになると困るのではないか。

浅田委員

- ・1年の実績で、利用状況が実態と合っているかなどを調査して、利用料の追加徴収や返金などをすることはあるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・利用料は1ヶ月分を後払いになるので、決定したものを後から変更することはない。

廣田委員

- ・もう少しつめないと公民館職員が困ると思うが、質問は以上で終わる。

鈴木生涯学習課長

- ・中央公民館では、30団体ほどに聞き取りをしている。各地区公民館は、各団体に職員が聞き取りをしてその回答を得ている。各団体とも了解しており、大きな混乱はなく理解していただいたものと考えている。さらに丁寧な説明をするよう再度職員に徹底したいと考えている。

庭野委員

- ・地区の行事に対して公民館職員の関わり方がまちまちで、地区独自の行事やその歴史などを職員には理解してほしいし、公民館ごとに関わり方が違うことがあるので理解してほしい。

佐藤委員

- ・松代地域でも独自の活動がある。このように公になったことで困る部分もあるのではないかと思う。

(以上の質疑のあと決定した)

③ 議案第3号 十日町市越後妻有文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第3号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・営利についての定義はどのようなものか。営利を限定して、営利以外は非営利とするのか。

鈴木生涯学習課長

- ・営利については条例の別表で、商品の展示・販売、商業宣伝等としている。ホールについても、利用目的により販売等があれば3倍になる。

廣田委員

- ・市内の社会教育関係団体だけでなく、全県の催しなどにも便宜を図ってもいいのではないか。

鈴木生涯学習課長

- ・国や県の主催となると、教育委員会が認めた団体という区分になるように思う。市内の団体が利用申込みするのであれば、その区分による取り扱いである。

蔵品教育長

- ・市では交流人口の拡大、関係人口の拡大を総合計画の柱にしているため、全県規模の催しは積極的に対応したいと思う。

(以上の質疑のあと決定した)

- ④ 議案第4号 十日町市就業改善センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第4号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

- ⑤ 議案第5号 十日町市千手中央コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第5号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

- ⑥ 議案第6号 十日町市千手中央コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第6号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

- ⑦ 議案第7号 十日町市松之山自然休養村センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第7号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑧ 議案第8号 十日町情報館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
蔵品教育長

- ・議案第8号を上程し、事務局の説明を求めた。

長谷川情報館長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・広域市町立学校以外の学校という表記は、県立高校が入るのか。

長谷川情報館長

- ・十日町市立と津南町立の学校以外であり、県立高校や市外の学校が入る。

廣田委員

- ・広域市町内の保育所及び認定こども園について、認定こども園は民間だと思うが、有料となるのか。

樋口子育て教育部長

- ・認定こども園は、従来の幼稚園と保育所の機能を掛け合わせたもので、公立、私立のどちらでもあり得るものになる。

長谷川情報館長

- ・イベントとして利用する場合には、減免率は50%であり、練習などは100%減免である。

(以上の質疑のあと決定した)

⑨ 議案第9号 十日町市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
蔵品教育長

- ・議案第9号を上程し、事務局の説明を求めた。

庭野スポーツ振興課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・松代総合体育館は、松代高校が利用することも考慮して、高校の近くに大きな体育館を作ったと聞いたが、高校が部活動などで利用する場合は50%減免になるのか。

庭野スポーツ振興課長

- ・50%減免になる。

廣田委員

- ・全国的に、学校の近くに文化会館や体育館を作ることがある。松代は学校プールを市民プールとして使用している。

蔵品教育長

- ・松代高校が松代総合体育館をどのような形で実際に利用しているのかを確認する。

金澤文化スポーツ部長

- ・今までは内規としていたものを規則として表に出しているだけで、内容は変えていないが、一応確認してみたい。

廣田委員

- ・市立の学校以外ということで県立高校を含めるのではなく、市民の高校生が通っているのだから便宜を図ってほしい。

庭野スポーツ振興課長

- ・使用料の考え方になるが、基本は利用料をいただきたいという前提があり、市立の小学校・中学校についても利用料をいただくことにしても、市の予算で支払いまた収入となるものである。県立高校が授業で利用するとしても、団体が置かれている立場とか利用頻度などを見ながら、減免で優遇しつつ有料としている。

佐藤委員

- ・松代体育館の今の話は初めて聞いた。十日町市総合体育館でも県立高校が利用している。松代総合体育館と同じであるのか。

庭野スポーツ振興課長

- ・市立の屋内屋外を含めた全ての体育施設で、県立高校が利用された場合は同じ取り扱いになっている。今後は、50%減免で協力していただきたい。

(以上の質疑のあと決定した)

⑩ 議案第10号 十日町市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則制定について

蔵品教育長

- ・議案第10号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑪ 議案第11号 十日町市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について

蔵品教育長

- ・議案第11号を上程し、事務局の説明を求めた。

山本学校教育課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・昨年3月は臨時休校になったが、その際の給食費はどう扱ったのか。また、転校する場合には還付する規定があるのか。

山本学校教育課長

- ・今回の臨時休校の処理については、卒業した児童生徒には返金した。次の学年がある児童生徒については、次の年度で調整する形で事実上還付された。臨時休校については、その都度の合理的な対応になると考える。年度途中の転出入の取り扱いについては、条文は省略されているが、日割りで徴収する形で過不足のないように対応している。

(以上の質疑のあと決定した)

⑫ 議案第12号 十日町市学校給食検討委員会要綱の制定について

蔵品教育長

- ・議案第12丁目号を上程し、事務局の説明を求めた。

山本学校教育課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑬ 議案第13号 十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について

蔵品教育長

- ・議案第13号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑭ 議案第14号 十日町市Uターン促進奨学金等返還支援事業補助金交付要綱の制定について

蔵品教育長

- ・議案第14号を上程し、事務局の説明を求めた。

樋口子育て教育部長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・補助金要綱の終了時期を始めるときに決めなくてもいいのではないか。

樋口子育て教育部長

- ・日本学生支援機構の奨学生の人数が分からないことから、状況によっては非常に大きな費用がかかるかも知れないもので予測が難しい。令和7年までとしているが、その後は続けないということではなく、まず市総合計画後期基本計画の期間に実施するということで、期間を区切った要綱にしているものである。

廣田委員

- ・令和6年度に卒業する者までが対象となるため、対象とならない受験生ががっかり

するのではないか。

樋口子育て教育部長

- ・5年後の判断は直前ではなく、令和5年度くらいには利用状況が見えてきて、判断できるのではないかと思う。利用者または学校には早めに情報を届けたいと思うので、十分に考えながら対応したい。

廣田委員

- ・附則に何年後に見直すなどの表現でいいのではないか。

樋口子育て教育部長

- ・どのくらいの利用があるのか見当がつかない状況があり、もしかすると2年目に見直すことになるかもしれない。とにかく5年間は実施したいという覚悟を持って取り組むつもりである。

廣田委員

- ・令和12年に効力を失うとはっきり書かれていると、どう思われるだろうか。もう少し優しい表現ができないものか。

樋口子育て教育部長

- ・実際に学生の皆さんへ渡す案内については、もう少しわかりやすいパンフレットや手引きみたいなものにはやわらかい表現を考えている。

廣田委員

- ・十日町看護学校の生徒は、補助金の対象となるのか。

樋口子育て教育部長

- ・市では別の制度として、医療介護課の所管で看護師や理学療法士に対する奨学金制度があり、市内の衣装機関に勤務すると返還免除というものである。

(以上の質疑のあと決定した)

⑮ 議案第15号 十日町市小中一貫教育実施計画の策定について

蔵品教育長

- ・議案第15号を上程し、事務局の説明を求めた。

佐藤学校教育課指導管理主事

- ・資料に基づき説明

庭野委員

- ・高校で授業をして思うことは、表現力が足りないことである。数値で示す学力よりも自分の考えを書く、意見を言うことが本当の学力だと私は思う。学力向上が点数学力に傾斜し過ぎていないか。学力についてもっと広い意識で考えてほしい。市報に載っている作文なども、もっと表現力をつけてほしい。数値学力が1ポイント上がった下がったと一喜一憂するのではなく、総合的な子どもの力を考えてほしい。もう1点、不登校いじめをしない風土づくりについて、校長を中心にどれだけ具体化できるかだと思う。十日町市の学校教育実践報告集を見ると大同小異という感じ

で、もう少し自分の学校をアピールして堂々と言えるようなものにしてほしい。昨年度踏襲という発想を見直して、もう少し学校の個性を出してほしい。

山本学校教育課長

- 風土づくりという言葉は、今回新しく入れたもので科学的な言葉ではないが、学校では安心感を生み出す雰囲気みたいなものを継続することが大事だということから加えたものである。学校教育課として数値学力に関しては、数値で現れる学力は氷山の一角であり、その背景にある知識や理解、表現力、判断力などが高まってこなければ数値学力も上がってこないものと考えている。目標設定の一つの指標としては、NRTの何ポイントということを挙げているが、それだけを挙げようとしても上がらないことは十分に承知しながら、学校での指導を進めたいと考えている。

庭野委員

- 問題は、不登校になってもどう立ち直るかということである。どうしても多い少ないなど数値が先走るが、不登校から立ち直って活躍している人は沢山いる。不登校が発生してもそれが立ち直ったという事例を学校間で共有できないものか。

廣田委員

- 10年前くらいに十日町市で小中一貫教育に取り組もうという時に、広島から先生が来て講演会があり、小学校で学ぶことを中学校では知らないケースが多く、小学校6年間の学力を中学校にきちんと受け渡しをすることが大事だという内容であった。今もそういった問題があるのだろうか。

佐藤学校教育課指導管理主事

- 中学校区でお互いの授業を見合っている。これが一番効果的だと思う。また、小学校で中学校の教員が授業を実際に行っている。お互いに寄り添って、融合させ、共に9年間の教育を目指すのが小中一貫教育である。当時に比べれば大分良くなっていると思う。

庭野委員

- 例年と違い、新型コロナウイルス感染症の対応について、学校の方針をもっと打ち出すことが必要ではないか。

山本学校教育課長

- 大まかな方針は示せると思うが、状況が刻々と変化するため、具体的に明文化することは難しい状況である。

蔵品教育長

- 基本的なことは、県教育委員会または文部科学省からの情報を学校へ伝達している。それぞれの学校で創意工夫ができるか検討している。

庭野委員

- 三蜜を避けて教育するということは、おしゃべりを否定されている中で、人間関係をどう作るのかが大きなテーマである。どう取り組んだのかをレポートにしてもいいのではないか。

山本学校教育課長

- ・校長は、情報交換を頻繁に行っている。ようやく様々な知見が集まり、ここまでならできるといえることが見えてきた。

庭野委員

- ・修学旅行の行き先を変えるなど、お互いに情報を出し合って対応できると良い。

蔵品教育長

- ・学校長の判断で離任式を取り止めるなど、情報交換しながら学校ごとに考えて判断している。

(以上の質疑のあと決定した)

⑩ 議案第16号 十日町市指定文化財の指定について

蔵品教育長

- ・議案第16号を上程し、事務局の説明を求めた。

佐野文化財課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑪ 議案第17号 十日町市地区公民館長の任命について

蔵品教育長

- ・議案第17号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑫ 議案第18号 十日町市公民館分館長の任命について

蔵品教育長

- ・議案第18号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

⑬ 議案第19号 十日町市公民館分館主事の任命について

蔵品教育長

- ・議案第19号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

- ⑳ 議案第20号 十日町市青少年育成委員の任用について
蔵品教育長
・議案第20号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

(4) 報告事項

- ① 共催・後援等報告 なし

- ② 報告第1号 越後妻有文化ホール運営協議会委員の委嘱について
蔵品教育長
・事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく了承した)

- ③ 報告第2号 十日町市公民館運営委員及び公民館分館運営委員の委嘱について
蔵品教育長
・事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく了承した)

- ④ 報告第3号 十日町市文化財保護審議会委員の委嘱について
蔵品教育長
・事務局の説明を求めた。

佐野文化財課長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく了承した)

- ⑤ 報告第4号 十日町市博物館協議会委員の任命について
蔵品教育長
・事務局の説明を求めた。

佐野文化財課長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく了承した)

- ⑥ 報告第5号 十日町情報館協議会(図書館協議会)委員の委嘱について
蔵品教育長
・事務局の説明を求めた。

長谷川情報館長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく了承した)

- ⑦ 報告第6号 十日町市子ども読書活動推進会議委員の委嘱・任命について
蔵品教育長
・事務局の説明を求めた。

長谷川情報館長
・資料に基づき説明

(特に質疑等なく了承した)

- ⑧ 報告第7号から第10号は、次回教育委員会で報告することを蔵品教育長が提案し、
全委員が了承した。

5 その他

- ① 令和2年度末令和3年度初学校教職員人事異動について
・資料に基づき説明
- ② 最近の動きについて
・教育長、各部長、各課長等が資料に基づき説明
- ③ 4月の主な行事予定について
・資料に基づき説明
- ④ 次回の教育委員会の開催日時
・4月定例会 4月26日(月)13時30分から開催することを確認した。
・5月臨時会 5月18日(火)9時30分から開催することを確認した。

以上で、17時00分に蔵品教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記